

第 1 回 横浜市戸塚区民文化センター指定管理者選定委員会議事録	
日 時	令和 8 年 4 月 22 日 (水) 13 時 30 分～15 時 00 分
開 催 場 所	戸塚区庁舎 9 階特別会議室
出 席 者	石田委員、嘉藤委員、白藤委員、高橋委員、藤崎委員 区) 地域振興課長 堀内、区民利用施設担当係長 田中、野戸
欠 席 者	—
開 催 形 態	公開 (傍聴者 1 人) 公募要項及び選定評価基準の検討については非公開 (傍聴者退出)
議 題	1 委員長及び職務代理者の選出 2 横浜市区民文化センター指定管理者選定委員会の概要説明 3 委員会の公開・非公開について 4 指定管理者公募要項等の内容について 5 その他
決 定 事 項	1 委員長及び職務代理者の選出 藤崎委員を委員長、石田委員を職務代理者に選出 2 横浜市戸塚区民文化センター指定管理者選定委員会の概要説明 概要と今後のスケジュールを確認 3 委員会の公開・非公開について 公募要項及び選定評価基準の検討については、応募者の公平性に影響が出る恐れがあり、公平公正な選定を行うため非公開とする。 【以下非公開部分】 4 指定管理者公募要項等の内容について (1) 横浜市戸塚区民文化センター指定管理者公募要項 (案) について、ウェブサイトに関する記載を修正する。新たに評価基準項目を本施設の評価委員会の意見を踏まえた内容を追加する。 (2) 横浜市戸塚区民文化センター指定管理者業務の基準 (案) について原案承認 5 その他 (1) 第 1 回委員会議事録の公表について 区ホームページ等で公表することに承認。ただし、発言者の氏名は公表しない。 (2) 第 2 回委員会について 1 団体あたり 30 分の配分(プレゼンテーション 10 分、質疑応答 10 分、審議 10 分)のうち、プレゼンテーション、質疑応答までは公開とし、その後の審議は非公開とする。

議 事	<p>1 委員長及び職務代理者の選出 互選により藤崎委員を委員長に選出。職務代理者に石田委員を選出。</p> <p>2 横浜市戸塚区民文化センター指定管理者選定委員会の概要説明 今後のスケジュールについて 事務局) 委員会の設置根拠、委員の担当事務について説明。今後のスケジュールは、公募要項等を配布後、第2回選定委員会の審議を経て指定候補者を決定し、12月に横浜市会に上程する。 委 員) 異議なし</p> <p>3 委員会の公開・非公開について 事務局) 他区及び過去の実績について説明 委員長) 事務局からの説明を踏まえ、公募要項及び選定評価基準の検討については、応募者の公平性に影響が出る恐れがあるため非公開とすべきと考えるがよろしいか。 委 員) 異議なし</p> <p>4 指定管理者公募要項等の内容について (1) 公募要項について 委 員) 評価基準項目の各委員合計について、最も高い評価を得た法人が同点で複数あった場合は、どのように選定を行うのか。 事務局) 本委員会で決定することができる。標準的な考え方としては、委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定し、票数が同点の場合には委員長の判断により決定する。 委 員) 前回の選定から大きく変更した点、評価基準項目の配点の比重を高くした点、今後想定される自主事業はどんなものがあるか説明いただきたい。 事務局) 配点については、市全体で統一的な点数配分を参考に作成している。今後想定される自主事業については、本施設においては他施設と比べ指定管理業務として求められている部分が多いことから、実施可能な自主事業は多くないと考えている。 委 員) 施設の使命を達成するための提案にある定量指標・定性指標が的確であるかの判断は、横浜市ホームページで公表されている本施設選定評価委員会の実績との比較なのか。 事務局) 「業務の基準」に記載の内容に沿った上で、現状を踏まえた目標設定になっているかで判断いただきたい。</p>

	<p>委員) 各委員の点数にバラつきがあった場合、全評価者の点数のうち、最高点と最低点を各1つずつ除外するなどの配慮はあるのか。</p> <p>事務局) 今回の要綱案では、各委員の合計点のみで判断を行うこととなっているが、本委員会で点数のバラつきへの配慮の方法を決定することもできる。</p> <p>委員) 事務局の発言において、実施可能な自主事業は多くないとの発言があったが、意欲的であることを法人がどのように示してくるかは大きな課題だと考える。区役所としてこれまでの本施設のPFI事業の結果をどのように評価基準等に結びつけて考えているか伺いたい。</p> <p>事務局) 本施設は比較的新しい施設であり、区内の施設と比べると予定している修繕は少ない。ホールの稼働率が少し低く、利用者は高齢者が多い状況。区役所としては、これらが課題であり、また、本市の施策に子ども子育てがあるため、文化施設においても子どもの体験機会を増やし若年層の利用率を増やしていきたいと考えている。</p> <p>委員) 要項と業務の基準でウェブサイトの設置についての記載内容に齟齬がある。</p> <p>事務局) 要項を業務の基準に合わせた記載内容に修正する。</p> <p>委員) 前回の評価委員会の意見を評価基準項目のどこで判断するのか分かるよう修正いただきたい。</p> <p>事務局) 前回の評価委員会の意見を踏まえ、修正する。</p> <p>委員) 自主事業A,Bは、指定管理料の収益として見込まれる事業収入や目的外使用に伴う収益となるのか。</p> <p>事務局) 自主事業はA,B問わず、指定管理の収支とは区分して会計処理を行う。ただし、飲料自動販売機は暑さ対策のために指定管理業務の一環として判断可能である。</p> <p>委員) 施設利用の貸出業務において、不許可の考え方を教えていただきたい。</p> <p>事務局) 区民文化センター条例第10条第3項に規定されている。</p> <p>(2) 業務の基準(案)について</p> <p>委員) 異議なし</p> <p>5 その他</p> <p>第2回委員会について</p> <p>事務局) 第2回選定委員会の時間配分及び公開について、他区及び過去の実績について説明</p> <p>委員長) 第2回選定委員会だが、プレゼンテーション10分、質疑応答10分までは公開とし、審議は非公開としたいがよろしいか。</p>
--	---

	委員) 異議なし。
資料 ・ 特記事項	<p>1 資料</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 横浜市戸塚区民文化センター指定管理者選定委員会概要(2) 横浜市戸塚区民文化センター指定管理者公募要項 (案)(3) 横浜市戸塚区民文化センター指定管理者業務の基準 (案)(4) 横浜市戸塚区民文化センター指定管理者業務の基準 別添資料 <p>2 特記事項</p> <p>今回は、8月25日(火) 9:30~12:00に開催予定。開催場所は、後日お知らせします。</p>